

平成 31 年 2 月

各 位

経済産業省
国税庁
中小企業庁

消費税の軽減税率制度の広報・周知等へのご協力のお願い
(協力依頼)

平素から、経済産業行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2019年10月1日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、関係府省庁が連携して軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を推進しているところです。

この一環として、昨年から説明会等の開催等についてお願いしているところですが、軽減税率制度の実施を間近に控えた現下、多数の事業者に実施に向けた準備を確実に進めさせていただく必要があります。

つきましては、改めて下記の説明会等の開催へのご協力及び周知等について、貴団体の格別のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

なお、説明会等の開催時期については、軽減税率制度への対応の準備には相応の時間を要する場合があることから、できるだけ早期にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、説明会に関するご協力やご検討に係る関係当局からの依頼に対しお断りのご回答をいただいている場合にも、行き違いで本文書をお送りする場合があり得ますが、この点につきましては何卒ご理解賜りますよう重ねてお願ひいたします。

記

1. 説明会等の開催へのご協力

(1) 各団体主催の説明会の開催へのご協力

貴団体及び貴団体傘下の各団体におかれては、別紙1「消費税軽減税率制度等説明会の開催要領」により、事業者の皆様（会員のみでも可）に対する各団体主催の説明会の開催をご検討いただきますようお願いいたします。

説明会の開催に当たり、貴団体のご要望に基づき、軽減税率制度や事業者支援措置に関する説明講師を派遣させていただきます。

なお、各都道府県の軽減税率制度実施協議会に参加されている団体におかれては、同協議会の取決めに従って、また、それ以外の団体におかれては、以下の連絡先宛てに様式1「講師派遣申込書」により直接お申込みいただきますようお願いいたします。説明会においては、団体のご要望に応じて適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の説明を行うことも可能ですので、その旨申込書に記載してください。

土日及び祝日の講師派遣は出来かねますことをあらかじめご承知おきください。

[連絡先] 〒100-8901
東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
経済産業省製造産業局生活製品課 担当 花澤
電子メール：hanazawa-takeshi@meti.go.jp
FAX：03-3501-1705

[参考]

- ・ 軽減税率制度実施協議会（事務局：各都道府県商工会連合会）
広報・周知や説明会の開催等を効果的に実施していくため、中小企業団体や業種団体と国・都道府県を含めた行政機関等が参加する「消費税軽減税率制度実施協議会」を都道府県単位で組織し、消費税の軽減税率制度や中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する必要な情報の共有を図っています。
- ・ 都道府県商工会連合会（中小企業庁）
http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/ken_shokokai.html
- ・ 消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）説明会への講師派遣（中小企業庁）
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171117zeiritu.htm>

(2) 各団体の会合等における説明へのご協力

国税庁、国税局及び税務署では、事業者団体及びその傘下の各団体の研修会や総会など、事業者の皆様が参加される会合（以下「会合等」という。）においても、団体からのご要望に基づき、職員を派遣し、軽減税率制度の説明（30分程度が望ましいですが、そうでなくとも結構です）を行わせていただきます。

つきましては、会合等にて、軽減税率の説明会を希望される場合は、上記（1）の連絡先宛に、様式1「講師派遣申込書」により直接お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、講師派遣を希望されない団体に対しても、国税局又は税務署から、会合等での説明に関するご協力やご検討のお願いに伺うこともありますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

(3) 国の講師以外が行った（行う）説明会のご報告

平成29年4月1日以降に、税理士や団体職員等の国の職員以外が講師として消費税軽減税率についての説明会を既に行なった場合は、様式2「国の講師以外が行った説明会の実績報告書」により、実績を上記（1）の連絡先宛にご報告いただきますようお願いいたします。これから行なう場合にも、説明会後に実績を様式2によりご報告ください。

(4) 説明会開催予定等のご連絡

各団体の説明会に関するニーズ等を把握するため、貴団体及び貴団体傘下の各団体の2019年4月以降の軽減税率制度説明会の開催予定等につきまして、様式3「説明会開催予定確認表」により上記（1）の連絡先宛に本年3月15日までにご連絡をお願いいたします。

なお、中央団体におかれでは、傘下団体の軽減税率制度説明会の開催予定等につ

いてもご連絡をお願いいたします。

(注)「説明会開催予定確認表」に記載いただいた連絡先に国税局又は税務署から、説明会の開催に関するご協力やご検討のお願いをさせていただくこともありますので、ご理解の程よろしくお願ひいたします。

2. 税務署等が開催する説明会のご案内

貴団体及び貴団体傘下の各団体におかれでは、会員事業者の皆様に対して、税務署等が開催する説明会の日程【参考1】の周知にご協力を願いいたします。また、傘下の各団体及び会員事業者の皆様から各種の相談等がある場合には、国の相談窓口【参考2】をご紹介いただきますよう、お願ひいたします。

[参考1：説明会の日程]

○ 消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧【国税庁】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>

[参考2：国の相談窓口]

○ 軽減税率制度の内容に関する相談【国税庁】

- ・ 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

0570-030-456（ナビダイヤル）

（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝日除く）

- ・ 最寄りの税務署（電話相談センター）

※音声ガイダンスに沿って「3」を選択

（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝日除く）

○ レジ等導入・システム改修等の支援に関する相談

軽減税率対策補助金事務局コールセンター【軽減税率対策補助金事務局】

0120-398-111（フリーダイヤル）

0570-081-222（ナビダイヤル）

03-6627-1317（IP電話用）

（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝日除く）

○ 消費税の転嫁等に関する相談や軽減税率制度の概要に関する問合せ

消費税価格転嫁等総合相談センター【内閣府】

0570-200-123（ナビダイヤル）

（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝日除く）

3. 会員事業者に対する周知・広報施策へのご協力

(1) インターネットを通じた広報へのご協力

貴団体及び貴団体傘下の各団体のホームページにおいて、国のホームページ特設等サイトへのリンク・バナーの掲載にご協力を願いいたします。

[国のホームページ特設サイト等]

- ・ 政府広報「政府広報オンライン」

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html

- ・ 国税庁「軽減税率特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

- ・ 軽減税率対策補助金事務局
<http://kzt-hojo.jp/>
- ・ 中小企業庁「軽減税率対策補助金の補助対象の拡大等を行います」
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181225keigen.htm>

(2) 会員事業者に対する広報資料配布へのご協力

軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する周知・広報のため、傘下の各団体及び事業者の皆様に対して、関係府省庁が作成した各種パンフレット等の広報資料の配布にご協力をお願いいたします。

また、国税庁作成リーフレット等の電子データを添付しますので、事務所内への掲示や機関誌への掲載など、積極的なご活用も併せてお願いいたします。

[参考]

- ・ 国税庁作成リーフレット「平成 31 年（2019 年）10 月 1 日から消費税の軽減税率制度が実施されます」（参考 1）
- ・ 国税庁作成リーフレット「軽減税率制度への対応には準備が必要です」（参考 2）
- ・ 国税庁作成チラシ「飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります。（参考 3）
- ・ 国税庁作成ポスター縦版「消費税の軽減税率制度が実施されます」（参考 4）
- ・ 中小企業庁作成チラシ「消費税の軽減税率実施まで残り 1 年を切りました」（参考 5）
- ・ 中小企業庁作成チラシ「消費税軽減税率対応のためのレジ・システム補助金【第 3 版】」（参考 6）

※ 上記のリーフレット等については、国税庁及び中小企業庁のホームページに掲載されており、ダウンロードすることもできます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//01.htm>

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181225keigen1.pdf>

4. その他

軽減税率制度の円滑な実施に向け、事業者の皆様の制度理解等が進んでいることを検証するため、上記 1・2 の説明会においてアンケートを実施させていただく場合があります。当該アンケートの実施にあたりましては、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。